

武久川下流域条里遺跡確認調査支援業務

仕様書

1. 業務名 武久川下流域条里遺跡確認調査支援業務
2. 委託期間 契約締結日～令和9年3月31日
3. 実施場所 下関市幡生新町 地内
武久川下流域条里遺跡確認調査地点（仕様別添資料1～4参照）
4. 業務内容 確認調査支援業務（掘削及び埋戻工、発掘作業、図面等記録作成）
下関市教育委員会が実施する武久川下流域条里遺跡確認調査について、現地作業に必要な各種業務を支援する。
 - （1）確認調査の目的
 - ・ 地下遺構の分布状態とその時間的変化の記録
 - ・ 堆積土壌と層序関係の観察・検討と記録及びその年代の理解
 - ・ 埋蔵文化財の取り扱いを判断するための基礎資料の作成
 - （2）確認調査支援業務の内容
業務内容は、次のとおりとする。
 - 1）表土掘削及び埋戻し
 - 2）発掘作業
 - 3）測量業務及び記録作業
 - 4）その他付帯業務
 - （3）用語の定義
委託業務に用いる用語の定義は、以下のとおりとする。
 - 1）調査担当職員：下関市教育委員会教育部文化財保護課の調査担当職員
 - 2）調査員：受託者が選任し、本業務実施場所において、調査担当職員の指示・監督を受けて、発掘作業員の指示や調査現場の安全管理等を行い、本業務を履行する者
 - 3）発掘作業員：受託者が雇用し、調査員の指示を受けて、壁面精査、遺構検出、遺物包含層及び遺構の掘削などの発掘作業を行う者及びその他本業務の履行に必要な作業を実施する者
 - （4）基本事項
 - 1）現地発掘作業日及び時間

作業日は、原則、土曜日及び日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、12月29日から翌年の1月3日までの日（祝日法による休日を除く。）を除いた日とする。

その他雨天等により作業ができないと判断した場合や委託者より指示があった場合は、作業を実施しない。

1日の業務時間は、原則8時30分から17時15分まで（昼休憩1時間を除く）の7時間45分以内とし、そのうち発掘作業は、9時00分から16時00分までとする。休息は天候・気温等に応じて随時とする。

天候の悪化等により作業実施が困難な場合や、委託者の指示による場合はこの限りではない。

2) 関係法令等の遵守

業務の実施に際しては、文化財保護法、労働安全衛生法等の関係法令を遵守し、発掘作業や記録作業等は下記の要項・基準に基づき実施すること。

- ・ 下関市教育委員会教育部文化財保護課 調査要項
- ・ 下関市教育委員会教育部文化財保護課 埋蔵文化財発掘調査に係る安全衛生に関する基準
- ・ 山口県における埋蔵文化財発掘調査の基準

5. 業務の詳細

(1) 調査区の規模（仕様別添資料4・5参照）

- ・ 試掘溝1地点：幅15m×長さ30m×深さ5m（予定）

(2) 確認調査支援業務の詳細

1) 表土掘削及び埋戻し

- ・ 表土除去：調査対象面までの表層土の掘削を行う（想定深度約3m）。
- ・ 堆積土掘削：調査対象面より下層の堆積状況の確認をするため、トレンチ状に堆積土の掘削を行う（想定深度約2m）。
- ・ 掘削に使用する機械は、法面バケットまたは標準バケットにツース板を装着したバックホウ油圧式クローラ型0.8m³の規格を標準とし、操作は、調査担当職員の指示により慎重に行うこと。
- ・ 掘削土は、調査担当職員が指示する試掘溝近くの排土置き場に山積み整理すること。
- ・ 表土除去後、人力により発掘作業及び記録作成等の調査を実施する。調査終了後は、重機により埋め戻し、原状復旧を行う。
- ・ 埋め戻しに際しては、転圧機等によりまき出し転圧すること。

2) 発掘作業

- ・ 調査対象面について、遺構検出、壁面精査等の発掘作業を行う。発掘作

業は、調査担当職員が監督し、調査員の指示のもと発掘作業員により行う。

- ・検出遺構や壁面層序等の判断は、調査担当職員が行い、受託者が補助する。
- ・検出した遺構については、部分的な掘削を行い、その性格や年代を判断する。
- ・掘削に伴う排土は、調査担当職員が指定する排土置き場に仮置きする。
- ・発掘作業時に出土した遺物は、調査要項に基づき取り上げ、調査担当職員が持ち帰り、下関市教育委員会教育部文化財保護課で遺物の洗浄、整理作業等を行う。
- ・遺構の分布状態や壁面層序等については、写真や図面等で記録する。

3) 測量業務

①基準点測量

- ・調査対象地及びその周辺について、平面直角座標系（国土座標系）による基準点測量及び水準測量を行い、基準点を設置する。

②写真・図面記録作成

- ・調査区の位置について記録する。
- ・各試掘溝の遺構分布状況及び堆積状況について、写真及び実測図面により記録する。
- ・各試掘溝で作成する記録（写真及び実測図面）は、以下の内容を基本とする。

ア．遺構検出状態

イ．遺物出土状態

ウ．遺構分布状態（調査終了状態）

エ．個別遺構

オ．周壁層序

カ．調査の経過がわかる写真記録（調査着手前、調査状況、調査終了）

キ．その他必要な記録類

なお、試掘溝の遺構分布状況によってはこの限りではない。

- ・写真記録は、上記のア～オはフィルムカメラ（白黒フィルムブローニー版、カラーリバーサルフィルムブローニー版）及びデジタルカメラ（RAW形式での撮影可能なもの、短辺4,000ピクセル以上、2,000万画素程度、センサーサイズはフルサイズ）を使用し、カ～キについては、デジタルカメラ（コンパクトデジタルカメラ、センサーサイズAPS-C以下のもので可）を使用し、調査担当職員及び受託者で分担して

作成する。

- ・上記のア～オの図面記録は、実測図（ $S = 1 / 20$ ）を基本とし、必要に応じて、他の縮尺（ $S = 1 / 10$ や $S = 1 / 100$ など）の実測図を作成する。図面記録は、調査担当職員の指示により、受託者が作成する。

4) その他の付帯業務

①仮設工

- ・調査区周辺に仮囲い等を設置し、安全対策を行う。
- ・調査対象地内に仮設建物及び仮設トイレを設置する。
- ・調査対象地は、顕著な湧水が想定されるため、水中ポンプ等による常時排水を行い、調査区の維持管理及び安全対策を行うこと。

②発掘作業員

- ・発掘作業に必要な発掘作業員は、受託者において雇用する。
- ・作業の指示や調査現場の安全管理等は、受託者が行う。

③発掘機材等

- ・発掘調査に必要な道具類（草削り、スコップ、移植ごて等の消耗品）は、委託者が準備する。その他本業務の履行に必要な機材等は、受託者において準備する。

(3) 成果物

- ・確認調査支援業務で実施した内容について、報告書を作成する。報告書には以下のものを成果物として添付すること。

ア. 委託業務報告書	1 式
イ. 調査業務日誌	1 式
ウ. 測量成果簿	1 式
エ. 調査区位置図	1 式
オ. 実測図及び図面台帳 (デジタル作成の場合は、実測データを含む)	1 式
カ. 写真記録及び写真台帳	1 式
キ. 遺構台帳	1 式
ク. 工程表	1 式
ケ. 全てのデジタルデータを記録した電子記録媒体（正・副）	1 式
コ. その他委託者の指示するもの	1 式

(4) その他

- 1) 調査の実施については、随時、下関市教育委員会教育部文化財保護課の調査担当職員と協議・調整し、実施すること。
- 2) 業務の実施に当たっては、現場作業員及び通行人の危険防止のため、作

業標識の設置等、必要な安全対策を施さなければならない。また、車両の出入りについて、場内から一般道路へ土を引っ張らないよう注意すること。

- 3) 業務の実施に当たって、作業着手前状態及び作業実施状況、作業完了状態が対比できるよう写真記録を行い、成果報告書に添付するものとする。
- 4) 本業務により作成された文書類・図面・写真・データ類・作成資料の所有権・著作権は、全て下関市に帰属する。
- 5) 本仕様書に記載されていない事項が生じた場合や仕様に定める事項に疑義が生じた場合は、委託者と受託者が双方協議の上、決定するものとする。
- 6) 環境に関する配慮事項
別記1「特記仕様書（環境編簡易）」のとおり
- 7) 下関市暴力団排除条例による措置
別記2「下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項」のとおり

以上